

議案第75号

三田市都市公園（有料公園に限る。）の管理に係る指定管理者の指定
について

三田市都市公園（有料公園に限る。）の管理に係る指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

三田市長 森 哲 男

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

三田市都市公園のうち、次に掲げる有料公園

- ・城山公園
- ・三田谷公園
- ・中央公園
- ・学園東公園
- ・駒ヶ谷運動公園
- ・テクノ公園
- ・小野公園
- ・下青野公園

2 指定管理者となる団体

パークマネジメント三田

代表者 大阪府大阪市西区江戸堀一丁目8番14号

株式会社日比谷アメニス大阪支店

支店長 藤 原 圭 介

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで